

児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設。重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

⑦その他

(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

3、平成23年度予算案等の概要について

- 22年度予算額1兆1,202億円↓23年度予算案1兆1,815億円
- 障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業：100億円
- 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害者支援の推進：1兆1,791億円
- 発達障害者等支援施策の推進：7.8億円
- 自殺・うつ病対策の推進：13億円

4、新体系サービス移行等

● 障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの
3 障害一元化・昼夜分離・地域移行・サービス名称

5、第3期障害福祉計画について

● 第3期障害福祉計画については、平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを期間として作成。一部改正法の内容を反映することが必要。障がい者総合福祉法（仮称）は平成25年までの実施を

目指しているが、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。

6、介護職員等による痰の吸引等の実施のための制度の在り方等について

● これまで、当面のやむを得ず必要な措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等が痰の吸引・経管栄養のうち一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。しかしながら、こうした運用による対応については、法律において位置づけるものではないか等の課題がある。検討課題としては、①介護職員等による痰の吸引等の実施のための法制度の在り方②痰の吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方③試行的に行う場合の事業の在り方等が上げられる。

7、障害者虐待防止対策等について
● 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行なうため、地域における

関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

8、障害者の就労支援について

● 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ。障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取り組みに加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取り組みが重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組みを推進していく。

《最後に》

今回、東日本大震災の影響により中止と致しましたが、厚生労働省の方を始め、県内外の福祉関係者の方々から、お忙しい中、ご心配のお電話やご支援を頂き、とても心強く感じました。積み重ねてきた講演会が、絆となっていることを思うと、今後も、様々な立場の方々の意見交換を交わせる機会を設けていけるように、努力していかなくてはいけないと感じました。

日本財団 助成金ありがとうございます

ふじみ更生園 ■ ショートステイほっと



この度、日本財団様より総額77万2,878円のうち53万円の助成金を頂き、「ショートステイほっと」に利用者送迎用の車両スズキのアルトセダンが整備されました。

これまではワゴン車での送迎であったが小回りが利かず不便をきたしていましたが、軽自動車整備された事で利用者へのよりきめ細かい対応が可能になりました。

今後も利用者の要望に応じ、充実したサービスの提供の為、大切に利用させていただきます。